

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス蕨店

埼玉県蕨市塚越一丁目十番三号外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

貫井ビル株式会社 代表取締役 貫井和子

埼玉県蕨市塚越一丁目七番十五号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十八年十月二日